

入 札 説 明 書

令和 8 年度「京都府障害者福祉に関する調査」の集計・分析等業務委託に係る入札公告(令和 8 年 8 月 10 日付け京都府ホームページに掲示。以下「公告」という。)に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和 8 年 8 月 10 日
- 2 契約担当者 京都府知事 西脇 隆俊
- 3 担当部局 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府健康福祉部障害者支援課
電話番号 (075)414-4611
- 4 入札に関する事項
 - (1) 業務の名称及び数量
令和 8 年度「京都府障害者福祉に関する調査」の集計・分析等業務委託 一式
 - (2) 業務の仕様等
別添「令和 8 年度「京都府障害者福祉に関する調査」の集計・分析等業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり
 - (3) 業務を行う日
契約締結日から令和 8 年 11 月 30 日まで
 - (4) 業務を行う場所等
京都府健康福祉部障害者支援課
- 5 入札に参加できない者
地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者
- 6 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。
 - (1) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものに限る。
 - ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - イ 審査基準日(一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)の提出期間の属する年の 4 月 1 日をいう。以下同じ。)において、直前 2 営業年度以上の営業実績を有しない者
 - ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者
 - エ 集計・分析等業務を行う事業所を府庁へ常に来庁できる場所に有しない者
 - オ 都道府県又は市町村(特別区を含む。)を契約の相手方として、過去 6 年以内に当該業務と同種の「障害者に関する調査業務」を行ったことがない者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次の各号に掲げるいずれかに該当しない者であること。

- ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のも
のが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に参与している者
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加え
る目的をもって暴力団の利用等をしている者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接
的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は参与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとし
る者

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをし
た者にあつては更生計画の認可がなされている者、民事再生法（平成11年法律
第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可が
なされている者であること。
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅か
すおそれのある団体に属さない者であること。
- (5) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争
入札について指名停止とされていない者であること。

7 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を
受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じ
なければならない。

(1) 申請書の提出期間等

令和8年8月10日（月）から令和8年8月20日（木）までの間（土曜日、日曜
日及び祝日法に基づく休日を除く。）

(2) 提出場所 3に同じ。

(3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提
出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(4) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 法人にあつては商業登記事項証明書及び定款、個人にあつてはその者が制限 能力者（未成年者、成人被後見人、被保佐人及び民法（明治29年法律第89号） 第17条第1項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書及び破産者で復 権を得ない者でないことの証明書

イ 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書（別記第2号様式）

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書

エ 営業経歴書及び営業実績調書（別記第3号様式）

オ 取引使用印鑑届（別記第4号様式）

カ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状及び受任者の身分証明書（別記第5号様式）

キ 誓約書（別記第6号様式）

(5) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(6) その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

8 参加資格を有する者の名簿への登載

6及び7について参加資格があると認定された者は、令和8年度「京都府障害者福祉に関する調査」の集計・分析等業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

9 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

10 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、9による資格審査の結果を通知した日から令和8年11月30日までとする。

11 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（5及び6の(1)のアに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときその2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を、当該資格承継審査申請書を提出した者に通知する。

12 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後3年間競争入札に参加させないこと

がある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に成果品の製造を粗雑にし、又は成果品の品質、内容、数量等に関して不正の行為をした者

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由なく契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

13 入札手続等

(1) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和 8 年 8 月 27 日 (木) 午前 10 時 00 分

イ 場 所 京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町 104-2
京都府庁西別館 I T サポートステーション

(2) 入札方法

ア 入札書(別紙様式)は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。)をしておかななくてはならない。

ウ 入札書は、直接提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名(法人の場合はその商号又は名称)及び『令和 5 年度「京都府障害者福祉に関する調査」の集計・分析等業務入札書在中』と朱書し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

エ 資格審査の結果、資格を有すると認められた者が 1 名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は 2 回までとする。

カ 審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

(3) 入札者又はその代理人(以下「入札者等」という。)は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(4) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札者等が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執

行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- (6) 入札者等は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に関係のある職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (7) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (8) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

- (9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

- (10) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱又は不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

カ 同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札

ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

- (11) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行なった者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があ

るときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から2日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

14 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

15 入札保証金

免除する。

16 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

17 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

18 契約書の作成の要否

要（別紙契約書案により作成するものとする。）

19 その他

- (1) 1から18までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。
- (3) 仕様書、契約書案等については、入札後速やかに返却すること。
- (4) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。